

# 補助金・助成金等の運用規定

## 第1条（目的）

この規定は、公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という。）が行なう事業に関わる、補助金、助成金等、（以下「補助金等」という。）の適正な運用に関する基本となるべき事項を定めることにより、本協会の目的、事業運営の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、以て本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とし、定款第50条に基づき制定する。

## 第2条（責任体系）

補助金等を運用・管理する最高管理責任者は、本協会会長とする。また、補助金等の運用・管理を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は、本協会専務理事とする。

また、本協会内に設置されている専門委員会及び研究会（以下「専門委員会等」という。）の委員長等を管理責任者とする。

## 第3条（補助金等の利用について）

補助金等を利用し予算執行する際、各専門委員会等は、原則として事前にその内容を理事会へ報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、事前に理事会に報告できない場合には、管理責任者は統括管理責任者に速やかにその内容を報告したうえで、理事会に報告するものとする。また、国庫補助金等の原資は、国民の税金等による公的資金であることを念頭に置き、補助金等の趣旨、内容を十分に理解したうえで適切な予算執行にあたらなければならない。

2、本協会の会計を通らない個人に対する補助金等についても前項と同様に取り扱うとともに、その担当委員会等は、受給対象者にその趣旨、内容等を十分に説明しなければならない。また、受給対象者も其の補助金等に対する自らの責任と義務について十分理解したうえで申請、報告等を自身で適正に行い、公正かつ透明性をもってその運用にあたらなければならない。

3、支出財源を特定し、予算執行、事業計画の遂行状況を定期的に確認するとともに、問題がある場合は、改善策を講じなければならない。

## 第4条（懲戒）

補助金等の運用で不適切な行為が発覚し、コンプライアンス委員会の調査でその事実関係が確定した場合、理事会は補助金等を利用して予算執行をした専門委員会等の委員及び補助金等を受領した当事者に対し懲戒することができる。

2、懲戒は以下の4種とする。

- ①永久登録資格停止
- ②登録資格停止（1年～3年）
- ③戒告
- ④嚴重注意

第5条（その他）

この規定に定めなきことは、本協会の定款をはじめとしたその他の規定の定め準ずる。

第6条（規定の改廃）

この規定の改廃は、理事会の議決をもって行うものとする。